

第2 その他の基準

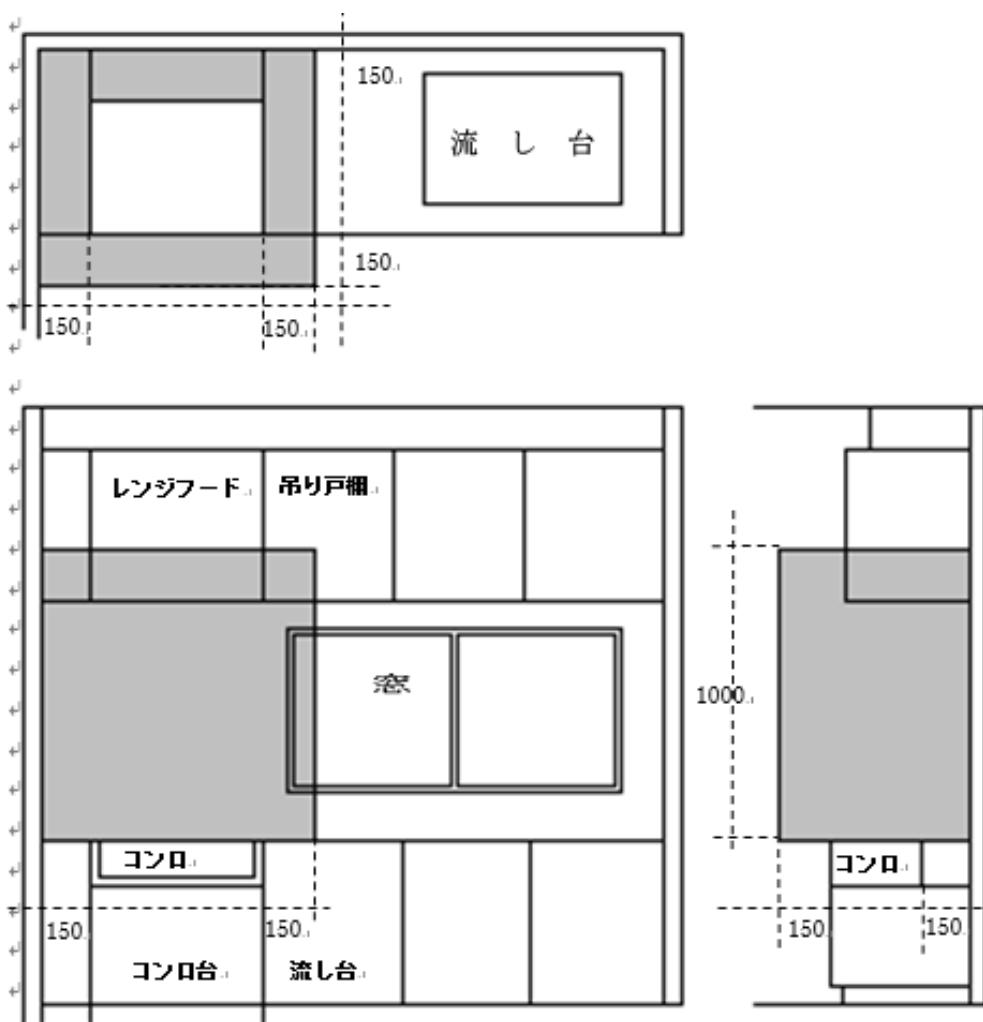
1 火気使用場所コンロ廻りの構造が次の（1）及び（2）に適合した場合、火災予防条例第19条の3の「火災予防上支障がないと認めるとき。」に該当し、火災予防条例第3条第1号に規定する「火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合。」に適合しているものとする。（第2-1図参照）

（1）下図の範囲内は、不燃材料等で仕上げをすること。

ア 窓の額縁等も不燃材料等で仕上げをすること。

イ 換気扇のみ設置の場合も下図の範囲内にすれば換気扇を不燃性のものとすること。

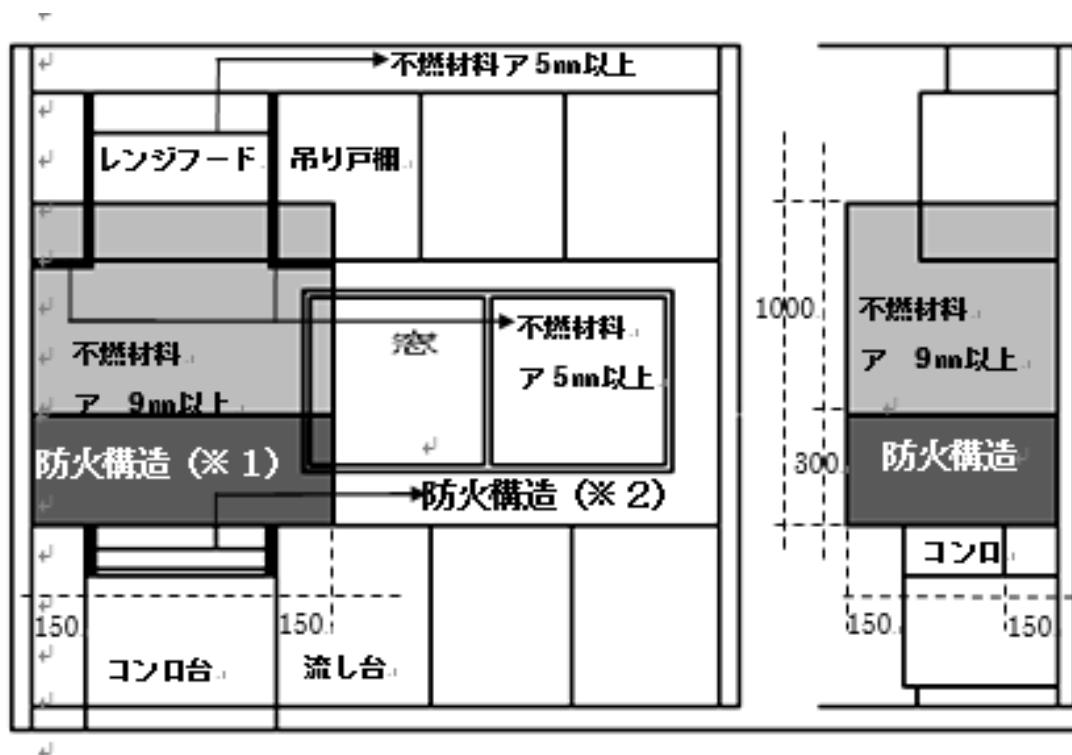
ウ 照明器具・コンセント・スイッチ等は下図の範囲内には、設置しないこと。



（第2-1図）

(2) 仕上げ方法は、下図の例によることとする。(第2-2図参照)

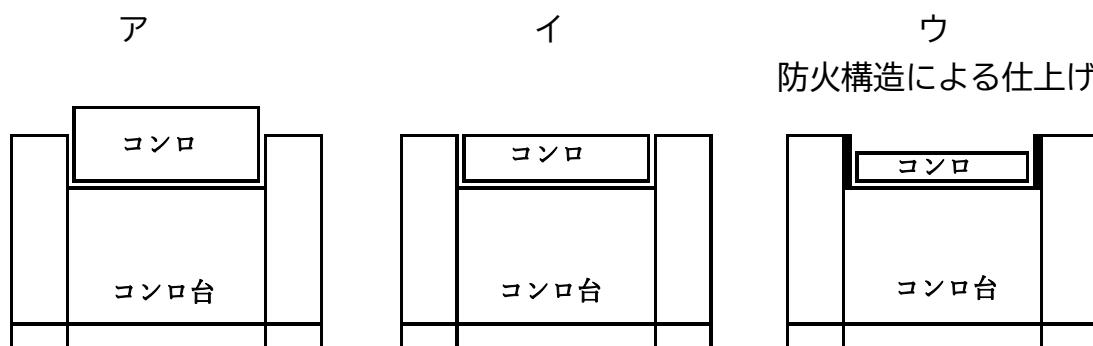
(ガス機器防火性能評定により可燃物からの離隔距離を認証するものを資料として提出する場合は、この限りでない。)



※1 防火構造(建基令第108条)

(例) 石膏ボード厚さ12mm以上+キッチンパネル

※2 コンロ脇の仕上げについては、下図ウの場合のみ防火構造とすること。



(第2-2図)

2 階段付近へのガス機器設置基準

(1) 階段付近へのガス機器設置について（第2-3図参照）

ア 給湯機器等のガス機器を、屋外階段を出た正面2mや屋外避難階段の

周囲2m以内に設置する場合は、「扉内設置型」とすること。

2mの算定は、下図の例によることとする。

(ア) 階段が屋外階段で壁がある場合

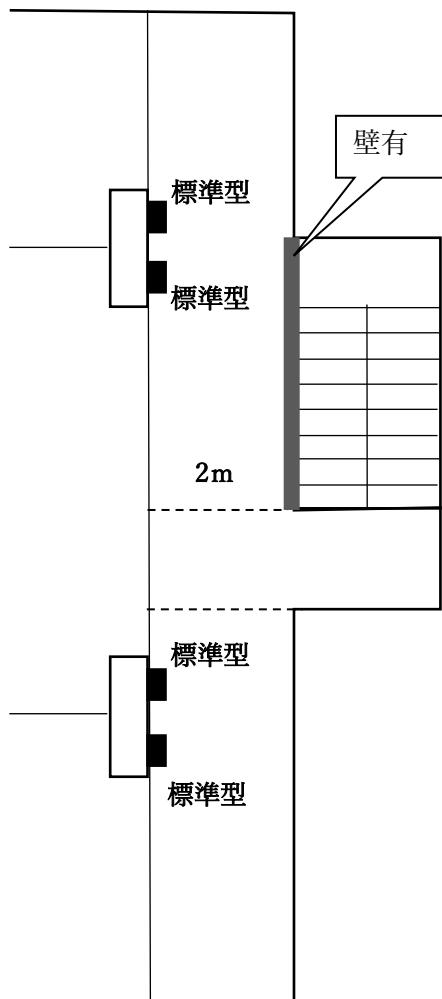
(イ) 階段が屋外階段で壁がない場合

(ウ) 階段が屋外避難階段で壁がある場合

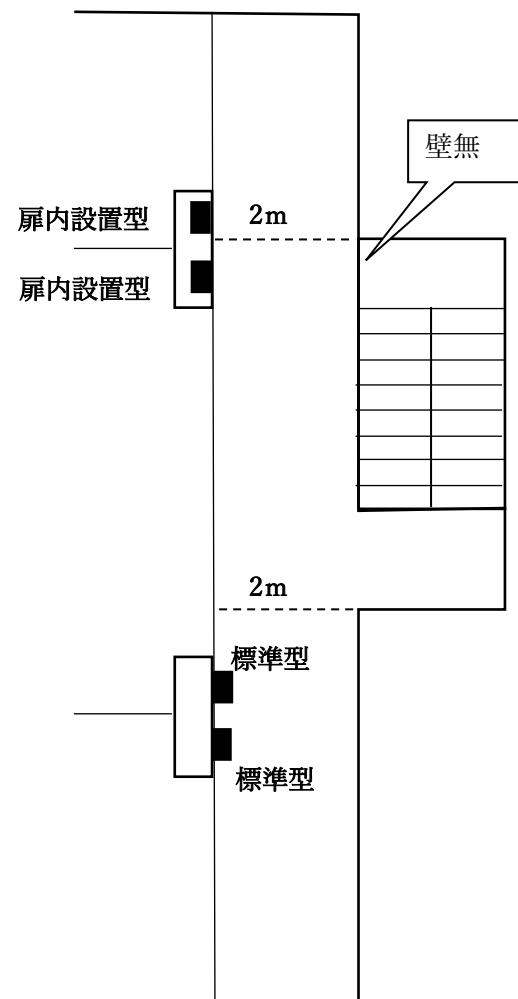
(エ) 階段が屋外避難階段で壁がない場合

イ 開放廊下に面して設置する場合は、排気吹き出し口の高さは、床面より180cm程度とすること。（バルコニー等に設置する場合についても、避難経路になる場合は、同様とする。）

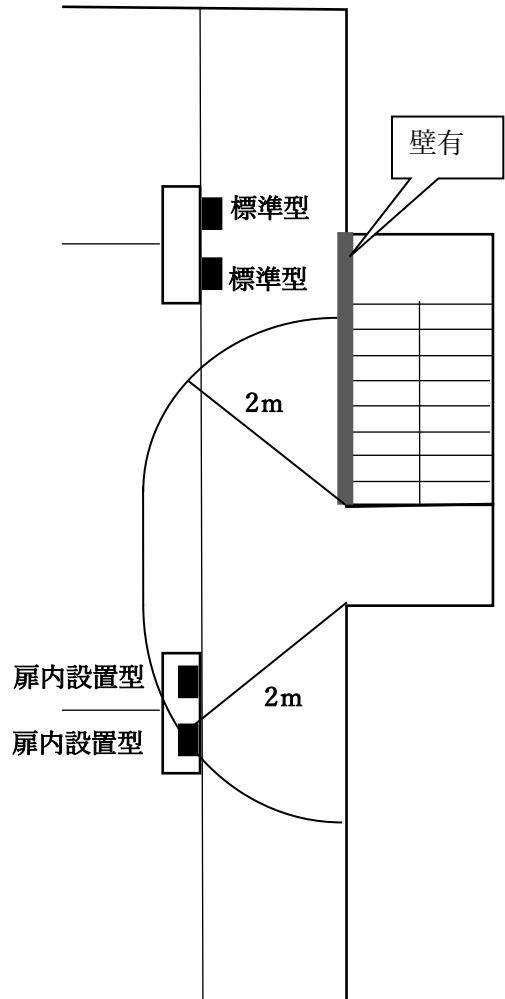
(ア) 屋外階段で壁がある場合



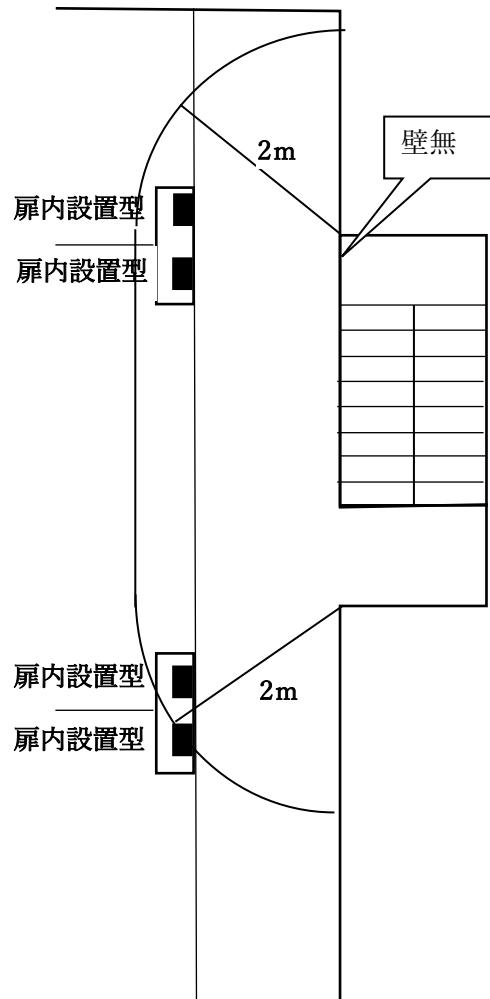
(イ) 屋外階段で壁がない場合



(ウ) 屋外避難階段で壁がある場合



(I) 屋外避難階段で壁がない場合



(第 2-3 図)

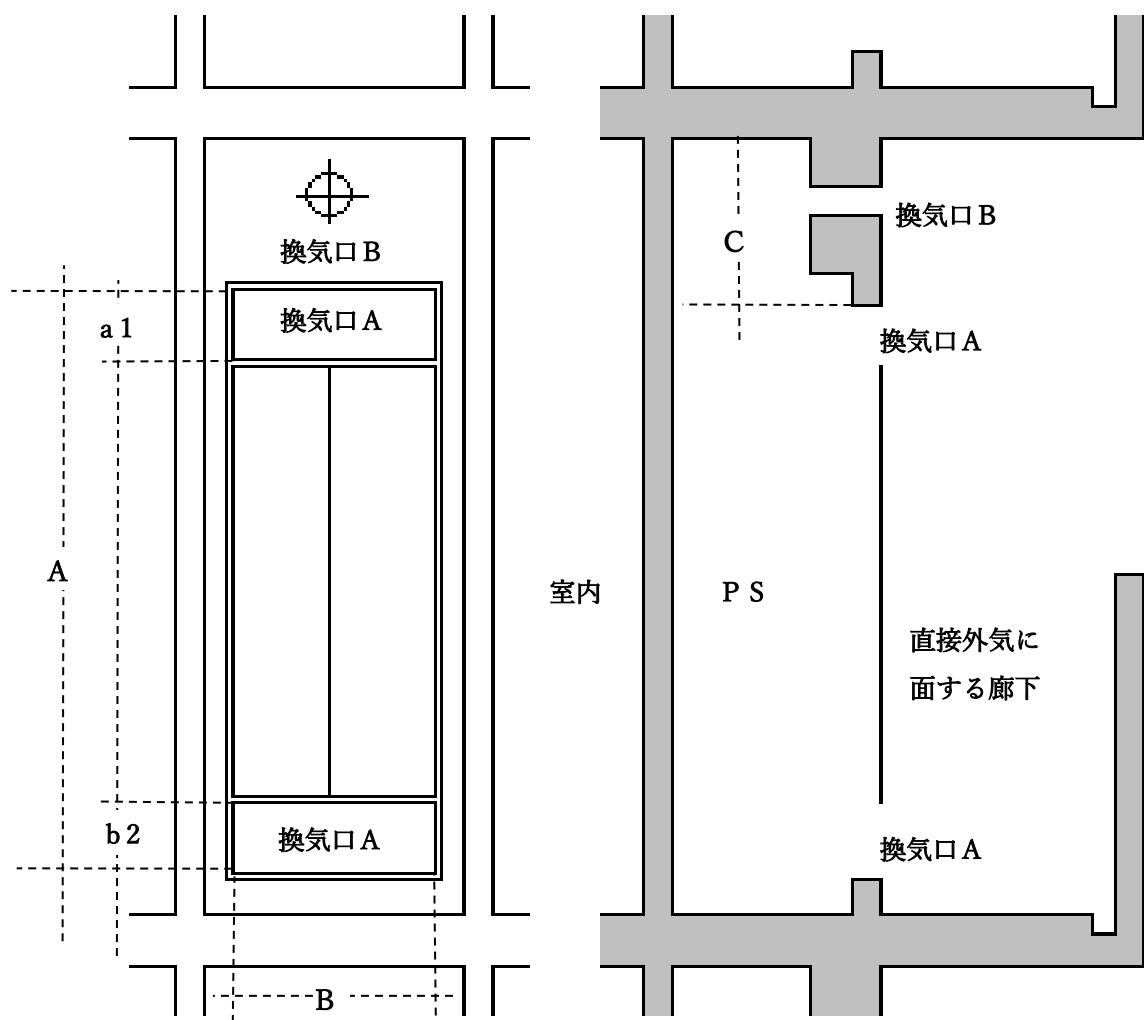
3 パイプシャフト (P S) の構造

パイプシャフト (P S) の構造について（第 2-4 図参照）

- (1) P S 内にガス配管をする場合は、下図の例によることとし、ガス漏れが生じた場合、漏れたガスが滞留しない構造とすること。
- (2) 換気口 A それぞれの大きさは、計器箱正面面積の 5%以上とし、かつ、 500 cm^2 以上とすること。

$$(a_1 \times B) \geq (A \times B) \times 0.05$$

$$(a_1 \times B) = (b_2 \times B) \geq 500 \text{ cm}^2$$
- (3) 距離 C が 30 cm 以上となる場合は、 100ϕ 以上の換気口 B を設置すること。



(第 2-4 図)

4 消防用設備等の設置を要しない部分

消防法第17条第1項に基づく消防用設備等の設置を要しない部分は、次に掲げるものとする。ただし、★に掲げる特段の規定に基づき設置を要する消防用設備等を除く。

デッドスペース、地下ピット等で、次のすべてに該当する部分。

ア 建築設備等（次に掲げるものを除く。）が設置されていない部分であること。

(ア) 配線及び配管

(イ) 最下層の免震装置（付属する設備を含む。）

(ウ) 給水タンク又は貯水タンク

(I) 照明設備

イ 点検口（高さ及び幅がそれぞれおおむね1,200mm以下及び750mm以下）でのみ出入りが可能である等、みだりに人が立ち入ることができない措置を講じている部分であること。

ウ 建築基準法令上床面積に算入されていない部分であること。

★特段の規定

ア 少量危険物又は指定可燃物に係る次の規定

政令第10条第1項第4号

政令第11条第1項第5号

政令第12条第1項第8号

政令第13条第1項第9欄

政令第21条第1項第8号

イ 回転翼航空機又は垂直離着陸航空機に係る次の規定

政令第13条第1項第2欄

ウ 道路の用に供される部分に係る次の規定

政令第13条第1項第2欄

政令第21条第1項第12号

政令第29条第1項第5号

エ 駐車の用に供される部分に係る次の規定

政令第13条第1項第5欄

オ 電気設備に係る次の規定

政令第13条第1項第6欄

カ 火気の使用等に係る次の規定

政令第13条第1項第7欄

5 社会福祉施設及び病院等に係る防火安全対策▲

(1) 避難及び消防活動対策

ア バルコニー等の設置

(ア) 避難階以外の階に入居室を有する福祉施設等は、連続式のバルコニーを設置すること。

(イ) 前(ア)のバルコニーには、直接地上等への避難ができるように階段又はスロープを設置すること。なお、階段又はスロープは、努めてバルコニー上で2方向避難が可能であるように設置すること。

※ スロープとは、屋内において1/12(約8%)以下、屋外においては1/20(約5%)以下の勾配を有する傾斜路をいう。ただし、高低差が75cm以下の場合は、この限りでない。

(ウ) バルコニーの幅員は、車椅子の回転を可能とするため努めて150cm以上とするとともに、入居室等のバルコニーへの出口の幅員も車椅子の通行を可能とするため85cm以上とすること。

イ 段差の解消

(ア) 避難経路となる廊下、バルコニー及び当該部分への出入口の床等には、段差を設けないものとする。ただし、やむを得ず段差を設ける場合にあっては、おおむね2cm以下とすること。

(イ) 既存の福祉施設等でも、バルコニーへの避難が行えるように、適度の傾斜を設けた鋼板等により段差を解消すること。

ウ 水平避難の確保

各階ごとに水平避難が可能なように、ゾーン区画を行うこと。

なお、ゾーン区画相互は、耐火構造の壁、床及び防火戸等で区画すること。ただし、バルコニーのみで水平避難を行うものは、バルコニーに面する開口部に防火戸(線入板ガラス入り戸可)を設けること。

※ 水平避難とは、同一階においてブロックごとのゾーン区画に分け、一つのゾーン区画から次のゾーン区画へ避難することをいう。

エ 避難器具

避難器具を設置する場合には、政令第25条第2項第1号に掲げる表のうち、努めて滑り台又は避難橋を設置すること。

オ 誘導灯の設置

視力又は聴力の障害者が入所又は入院等している福祉施設等の誘導灯の設置にあたっては、点滅装置付誘導灯を設置すること。

6 倉庫に係る防火安全対策▲

(1) 延焼拡大防止対策

ア 防火区画の設置

- (ア) 倉庫は、建基政令第112条第1項に規定する「用途上やむを得ない場合」においても、原則として床面積1,500m²以内ごとに防火区画を設けること。
- ※ 倉庫は、建築基準法上、用途上やむを得ない場合において当該建築物の部分の面積区画の設置が緩和されているものであり、倉庫という用途のみで緩和されるものではなく、又その建築物の全ての部分が区画免除となるわけではない。
- ※ 大空間での利用や連続した機械設備等のために区画が行えない構造に該当する不燃性の物品を保管する立体的な倉庫は、建基政令第112条第1項に規定する「その他これらに類する用途に供する建築物の部分」に該当する。
- (イ) 延焼拡大防止のため、豊穴区画は他の部分と防火区画をすること。
- (ウ) 防火区画は、耐火構造の壁・床で設けることを原則とし、防火戸・防火シャッターを設ける場合は、必要最小限の範囲に限定すること。
- ※ 大規模な倉庫の場合は、建築計画段階において、管理単位・収容単位等が流動的であることから、利用形態に柔軟性等を持たせるため、防火区画に防火戸・防火シャッターが必要以上設置されることが多い。防火区画は耐火構造の壁等を原則とし、防火シャッター等は、その使用上やむを得ず設置される通路部分等、必要最小限の範囲で設置すること。
- (I) 倉庫に附属する事務室・湯沸室等については、集積場所との間に防火区画を設置すること。
- ※ 事務室等は居室として使用され、集積場所とはその出火危険も異なることから、集積部分への延焼拡大防止のため防火区画を設置する。
- イ 可燃物の集積・防火戸の管理等
- (ア) 可燃物は、防火戸・防火シャッターからおおむね1m以上離して集積すること。
- ※ 放射熱による他の防火区画への延焼拡大を抑制するとともに消防活動に必要な空間を確保するため、可燃物は防火区画を構成する防火戸・防火シャッターからおおむね1m以上離して集積し、床には集積制限のための色分け表示等の措置を行う。
- (イ) 防火区画(面積区画)を構成する防火シャッターで、使用勝手上やむを得ず防火シャッターを多用する場合は、延焼拡大の抑制のためシャッター冷却用としてドレンチャー設備を設置すること。

(ウ) 防火シャッターで区画される部分の床には色分け明示を行うこと。

※ 集積場所では、あらゆる場所に物品が存置されやすく、防火シャッターの確実な閉鎖を維持することは困難である。防火シャッターにより閉鎖される部分の床には、閉鎖障害を防止するため色分け表示の措置を講ずるとともに、自動閉鎖装置等の機能点検を励行して確実な機能を維持する。

(I) 防火戸・防火シャッターは、作業のために必要がある場合を除き閉鎖すること。

ウ 作業床等の設置に係る措置

作業床・棚等は、火災時における荷崩れ防止を図るため、不燃材料等による構造が要求されない場合であってもこれを確保すること。

※ 階の中間に設けられる作業床・棚等は小規模なもの（キャットウォーク等）を除き、原則として階・床として取り扱われる場合が多いが、建築基準法令により階数として算定されないものであっても、不燃材料等による構造を確保する。

(2) 消防活動対策

ア 排煙上有効な開口部の設置

倉庫は排煙設備が設置されない場合が多いため、消防活動時の排煙に配慮して屋根・外壁等に排煙上有効な開口部を設置する。この場合、開口部面積はその階の床面積の 200 分の 1 以上を確保することを目安とし、排煙上有効な位置に分散して設置すること。

イ 非常用進入口の設置

非常用進入口は、2 面以上の外壁に設置すること。

(3) 可燃性合成樹脂発泡体使用倉庫等に係る対策

ウレタン樹脂、スチロール樹脂等の可燃性合成樹脂発泡体（当該発泡体を金属製薄板等で挟んだもの（通称「サンドイッチパネル」という。）を含む。以下「可燃性合成樹脂発泡体」という。）を断熱材等として壁・天井に使用する倉庫等については、前（1）及び（2）によるほか、次によること。

ア 延焼拡大防止対策

(ア) 不燃断熱材等の使用

断熱材等として使用する可燃性合成樹脂発泡体は、不燃材料（建築法第 2 条第 9 号）として国土交通大臣の認定を受けたもの又は不燃性能を有するよう後処理したものを使用すること。

(イ) 繰ぎ目処理等の徹底

断熱材等を被覆する仕上げ材（金属製薄板等）は、継ぎ目が防火上の弱点とならないように適正に処理して施工すること。

(ウ) 仕上げ材（金属製薄板等）が脱落しない施工

断熱材等を被覆する仕上げ材（金属製薄板等）は、火災が発生した際にも脱落しない施工とすること。

イ 消防活動対策

倉庫等の部分の床面積の合計が 150 m²以上のものにあっては、別記により内装表示マークを掲出すること。

また、当該部分の平面図を管理人室に常備し、集積物の種類・数量等を把握して、消防隊に情報提供できるようにしておくこと。

ウ その他対策

(ア) 危険性の周知

設計者、施工者及び関係者等に対して次の事項を周知、徹底させること。

a 可燃性合成樹脂発泡体は、比較的低温で分解してガス化し、着火又は発火の危険性があり、火災時に分解したガスによる中毒等の危険性があるものである。

b 可燃性合成樹脂発泡体は、着火後、短時間で燃焼拡大し、爆燃を起こす危険性があるものである。特に、可燃性合成樹脂発泡体の表面を金属製薄板等で仕上げた消防対象物及びサンドイッチパネル工法を用いた消防対象物の火災時においては、可燃性合成樹脂発泡体の燃焼状況が外部から視認できないまま、突如、爆燃を起こす危険性があり、建物利用者的人命に危険が及ぶものである。

c サンドイッチパネルを用いた消防対象物の火災時には、芯材の可燃性合成樹脂発泡体が燃焼することにより、金属製薄板等が脱落するおそれがあり、建物利用者の避難及び消防活動に支障があるものである。

(イ) 自主防火管理の推進

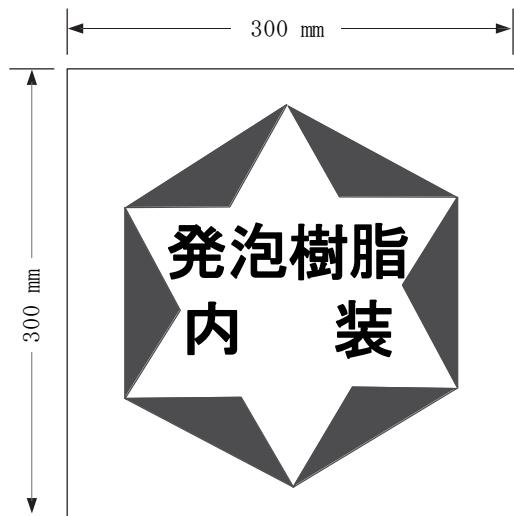
次の事項に留意して「消防用設備等の設置・維持管理」、「自衛消防訓練の実施」、「出火防止のための火気管理・喫煙管理・放火対策」等、自主防火管理の推進を図ること。

a 改装、増改築等の工事中、溶接・溶断等の火気使用時に火災が多く発生していることから、出火防止のための必要な措置を講じる。

- b 当該部分に出入りする従業員等に対する喫煙管理の徹底を行い、喫煙場所の指定、喫煙場所での灰皿・吸殻の後始末、始業終業時の点検等に留意する。
- c 消防対象物に対する放火火災を防止するため、死角となりやすい場所の整理・整頓、普段人のいない場所の施錠管理、入出者の監視、監視カメラの設置、巡回監視等の対策を行う。
- d 就業時間外においても、敷地等への侵入防止、火気の後始末、施錠確認、夜間・休日の巡回等に留意する。

別記

1 内装表示マーク



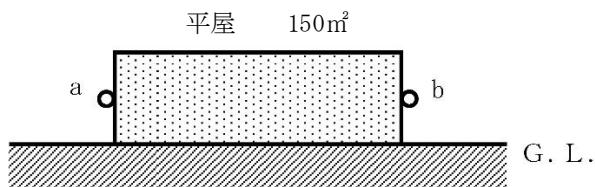
- ① 文字は、朱色（反射性けい光塗料）とし、一文字を縦35mm、横30mmとする。
- ② 地色は、白色とする。
- ③ 形は、一边が300mmの正方形の中に、一边が120mmの正六角形を描き、正三角形2個を交互に内接させたものとし、朱色（反射性けい光塗料）とする。
- ④ 材質は経年変化の少ないものとする。

2 掲出位置・方法

- (1) 掲出位置は、入室する際、目につき易い位置であれば、上部でも横でもよい。（扉表面上は開放時見えなくなることがあるので好ましくない。）
- (2) 掲出方法は、ビス又は接着剤などにより固定する。

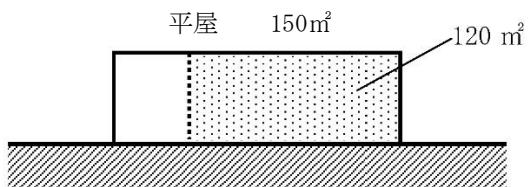
例 掲出対象物及び掲出位置

① 要



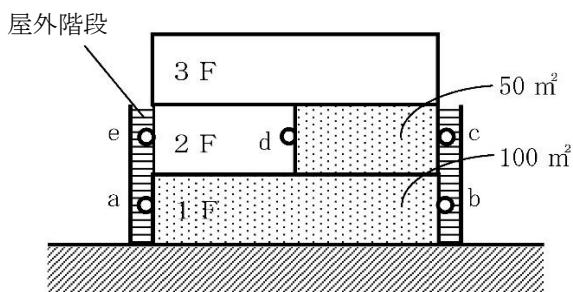
可燃性合成樹脂発泡体断熱材（網掛け部、以下同じ）を全体に使用している。出入口a及びbに掲出

② 不要



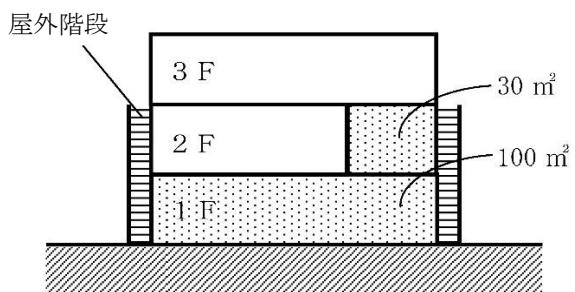
一部（荷さばき室や事務室）には可燃性合成樹脂断熱材がなく、その部分を差し引くと 150m^2 未満となり不要

③ 要



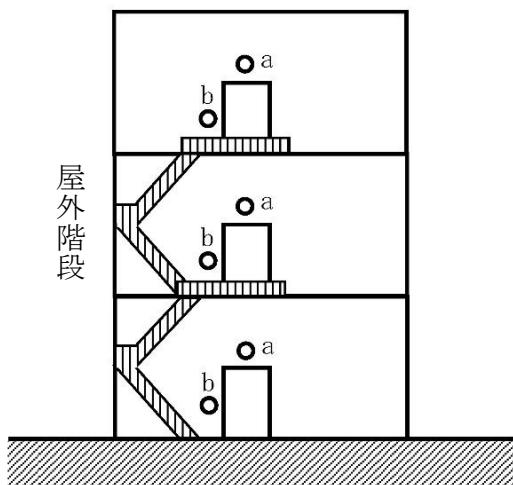
1 F が 100m^2 、2 F が 50m^2 、合計 150m^2 となるので掲出が必要。出入口a、b、c、dに掲出（dよりもeの方が有効であればeでよい。）

④ 不要



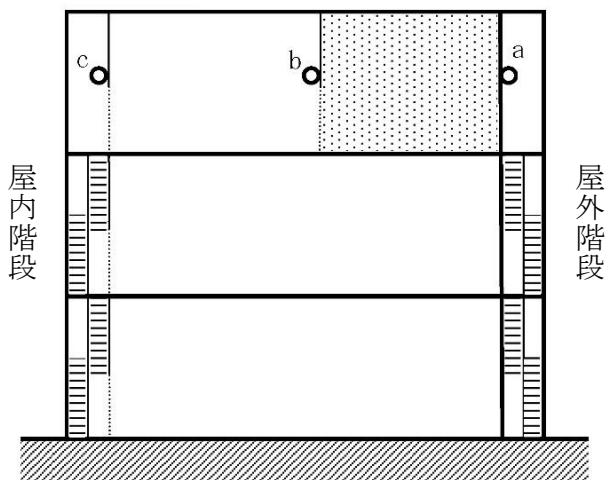
1 F が 100m^2 、2 F が 30m^2 、合計 130m^2 なので不要

建物全体が該当する場合



a又はbの位置（ドアを開けても隠れない位置。）

部分的に該当する場合



a、bの位置（bよりcの方が有効であればcの位置でもよい。）